

KURIHARA
CITY 栗原市
KAKURA

嘉倉貝塚 KAKURA SHELL MOUNDS

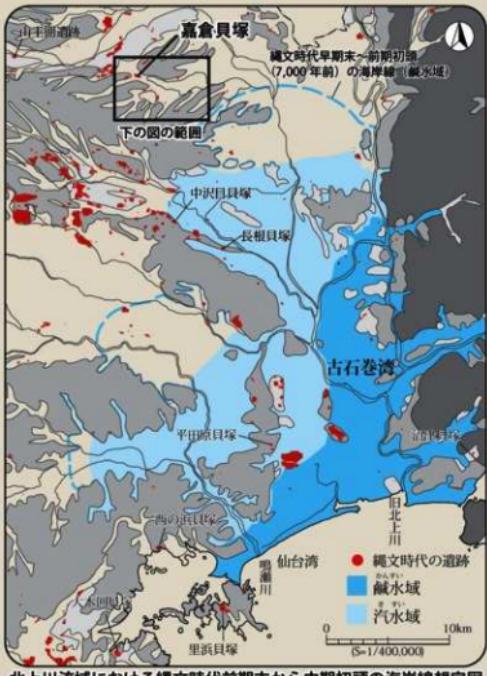
ラムサール条約湿地のみなもと
—水辺のゆたかなめぐみ—

遺跡の立地と環境

嘉倉貝塚は、宮城県栗原市築館加倉に所在し、伊豆沼の北西にある東西に細長い標高約20mの丘陵突端に立地する縄文時代、弥生時代と古代から近世の複合遺跡です。遺跡範囲は東西約650m、南北約250mと東西に細長く、現況は畑地、水田、宅地、道路などとなっています。

遺跡はラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼など東北有数の湖沼地帯に隣接しています。伊豆沼付近は縄文時代早期末葉から前期初頭（約7,000年前）には「古石巻湾」が迫る場所でしたが、が、前期末葉から中期初頭（約5,000年前）になると、蕪栗沼付近まで海岸線が後退します。それ以後、追川に流入する河川の出口が追川の堆積作用によって堰き止められ、伊豆沼・内沼などの湖沼が形成されたと考えられています。

この湖沼の沿岸には、淡水系の貝塚群では国内最大級の「北上川中流域貝塚群」を含め、縄文時代の遺跡が多くみられます。人々は水辺の豊かな恵を受けて暮らしていたようです。



北上川流域における縄文時代前期末から中期初頭の海岸線想定図



嘉倉貝塚の位置と周辺の縄文時代遺跡

発見から保存へ

遺跡は大正時代には知られていたようですが、たびたび研究者の注目を集めています。昭和30年代後半には河川改修工事により遺跡南西部の丘陵斜面が、昭和42～43年には開田により遺跡中央部が大きく改変されました。開田の際に出土した遺物は築館町（現栗原市）文化財保護委員会によって『築館町史資料』にまとめられています。

その後、平成10～12年に、「みやぎ県北道路」建設に先立つ発掘調査が行われた結果、縄文時代の伊豆沼周辺における重要な拠点集落がみつかり、関係者による協議の結果、平成13年に現状保存する方針での合意がなされました。また、遺跡の重要性を受け、平成13・14年に築館町（現栗原市）教育委員会は、集落の広がりやより詳しい構成を調査で明らかにし、現在、史跡指定に向けて作業を進めています。遺跡は調査後に埋め戻されて保存されています。

時代	およそ～年前
旧石器時代	38,000年前
縄文時代	16,000年前
弥生時代	2,500年前
古墳時代	1,700年前
飛鳥時代	1,400年前
奈良時代	1,300年前
平安時代	1,200年前
鎌倉時代	800年前
室町時代	700年前
江戸時代	400年前

遺跡の時代と変遷

大木式土器とは

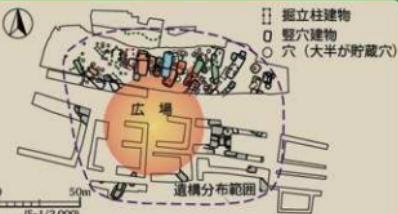
宮城県宮城郡七ヶ浜町にある大木圓貝塚出土の土器と類似した土器全般を指します。縄文時代前・中期の東北地方南部を中心に製作・使用された土器の名称で13種類に分類されています。遺跡の年代を決める時間的な物差しとしても利用されています。

調査のあらまし

遺跡は縄文時代前期中葉から中近世に至るまで断続的に営まれた集落遺跡で、縄文時代前期後葉から中期初頭の拠点集落である「環状集落」、後期の土器埋設遺構（墓）、縄文時代晩期から弥生時代前期の集落のほか、古代・中近世の集落がみつかりました。

遺物は縄文時代前期から中期を主体とする膨大な量の土器や土製品、石器・石製品のほか、動物遺存体、弥生土器、古代の土器・須恵器、鉄製品などが少量出土しました。

以下では、遺跡の主な時代である縄文時代前期から中期の「環状集落」、縄文時代晩期から弥生時代前期及び古代の集落とそこから出土した遺物について紹介します。



縄文時代前期後葉から中期初頭の「環状集落」



縄文時代晩期から弥生時代前期の集落



古代（奈良時代から平安時代）の集落

環状集落のすがた

縄文時代前期後葉から中期初頭の「環状集落」

は丘陵上西半部の約 2.5ha の平坦地に広がります。この「環状集落」は、中央の円形の空地(廣場)を中心に、居住等の場である竪穴建物群や掘立柱建物群、それに隣接する貯蔵穴群が同心円状に展開する構造が特徴です。なお、日常生活のゴミ捨て場である遺物包含層や墓はみつ

ほつたてばしらたてもの 柱を据える穴を掘って柱
掘立柱建物 を立てその上に屋根を架けた建物で、床は地上にあります。30棟以上あります。主に大型の竪穴建物が集中する廣場の北東と北西に分布します。



たかゆかたてもの
高床建物の可能性がある大形の
SB450 掘立柱建物跡（南から）

けたせき
桁行 4間で長さ 10 m前後、梁
ま
間 1間で長さ 4 m前後、柱の
こゑり
痕跡は最大 40cm もあります。

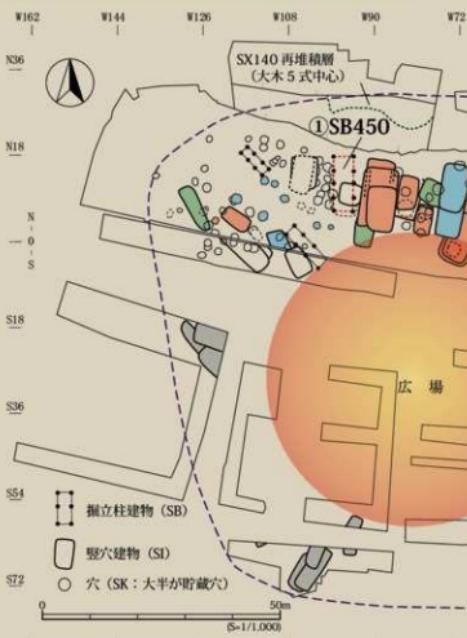


標準的な大きさの SB131 掘立柱建物跡（南から）

けたせき
桁行 3間で長さ 6.9 m、梁間 1間で長さ 3 m、柱の痕
ま
跡は最大 20cmほどです。

かっておらず今後の追究が待たれます。

この環状集落の特筆すべき点として、建物群は同じ場所で何度も建て替えや造り替えがされていることが挙げられます。これは集落内で同じ用途の施設が長い間維持されたことを示すとみられ、この集落は周辺に点在する集落群の中心となる重要な拠点であったことが伺われます。



ちょぞうけつ 貯蔵穴 ちよぜら
食料などを貯蔵するための穴です。120基以上あり、主に大型の竪穴建物や掘立柱建物が集中する廣場の北東と北西に分布します。穴の平面形は円形または橢円形で径が 0.6 ~ 2.1 m、断面形はフラスコ形状または圓筒状となるものが主流です。穴の底に1本の柱を建て、上屋を架けて穴を覆ったと考えられるものもあります。

たてあなたてもの ちひょう 地表を掘り下げて床面をつかめん
竪穴建物 くり、その上に屋根を架けた半地下式の建物で 150 棟以上あります。平面形は長楕円形、長方形、正方形、円形があります。長楕円形と長方形の建物は長さ 10 m 以上と規模が大きくなる傾向があり、20 棟ほどみられます。

火の跡 中央の赤く焼けた範囲 (八の左)

壁の跡 溝状に瘤む範囲



③

SI45 竪穴建物跡 (南から)

長さ約 18 m、幅が 3.5 m ある県内最大級の竪穴建物です。調理などで使われた炉は床を掘りくぼめた「地床炉」で、建物の長軸に沿って 5か所配置されています。

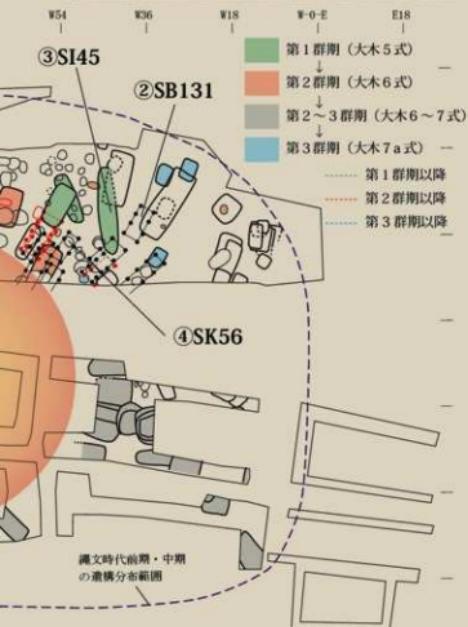


参考 栃木県宇都宮市 根古谷台遺跡の 1 号長方形大型竪穴建物

長さ約 23 m、幅約 10 m あります。墓域に関わる葬送儀礼・墓前祭祀・祖先崇拝儀礼等の集團祭祀の舞台装置であったと考えられています。



同じ場所で何度も建て替えられた建物群 (上が北)



SK56 貯蔵穴 (東から)

環状集落のくらしの道具

じょうもんどき 縄文土器 粘土を焼いて作った素焼きの器です。多くは深鉢で、主に食料の煮炊きに用いられました。形は胴が少し膨れた形や円筒形で口が外に広がる形などがあります。文様は燃った縄を押し転がしたもの

の（縄文）のほか、竹を縦半分に割って引いた線（沈線）やそれを押し当てた三日月状の点（刺突文）、把手状やボタン状の粘土を貼り付けて装飾したものなど様々なもののがみられます。



せきぞく 石鎚 薄く鋭く割れる頁岩や黒曜石などを用いて作られた弓の先端に装着する「矢尻」です。ウサギなど小型獣の狩猟に威力を發揮したと考えられています。

みかざり 耳飾 土製（上）と石製（下）があります。耳たぶに穴をあけて装着します。（下）は滑石製の「抉状耳飾」と呼ばれ、県内で30遺跡でしか出土していない希少品です。



どぐう 土偶 女性を象徴化したとするのが通説です。安産や多産への祈り、災厄の祓いなどに用いられたとする説があります。写真的左の土偶は薄い扁平な板状です。頭は楕円形で肩から腕は短く尖り、胴はくびれ、脚は丸くなります。文様は沈線や竹を横に切断して押し当てた凹み（刺突文）などで表現されています。

いちじく形土製品 無花果に似た形で横方向の沈線を境に先端側は前面に円形の刺突文が施され、沈線から下は無文で丁寧に磨かれています。時期は縄文時代前期後葉で、現在の岩手県南部から宮城県北部の北上川中流域でしかみられない希少品ですが、用途はわかつていません。



縄文から弥生へ

じょうもんじだいばく
縄文時代晩期から弥生時代前期の集落は丘陵南
西部の平坦地に広がります。この集落は居住の場
である豊穴建物、墓、日常生活のゴミ捨て場である
遺物包含層や貝層がコンパクトにまとまっている
ことが特徴です。



SK501墓跡 (南から)

はか 43基みつかり、これらは
ヒトの墓 集落の南西隅に集中します。

墓の平面形は楕円形または隅丸長方形で長軸1.4
m、短軸0.7m、埋葬方法は北西方向に頭を向ける
ものが主流です。SK501は2体の成人男性が
埋葬されていました。男性は骨の形質学的分析や
食性科学分析から、加齢による変形関節炎を患つ
ていたこと、湖沼の淡水魚から多くのタンパク質
を得ていたことが推定されています。



古代のムラ

丘陵上中央部の平坦地から奈良時代から平安時代の豊穴建物が20棟ほどみつかっています。建物の重複はほとんどなく分散しています。



SI13 豊穴建物跡 火事で焼け落ち炭化した屋根材



SI13 豊穴建物のカマド上部から出土した遺物
カマド廃絶の祭祀で使われたとみられる土器と鉄製品 (刀・小刀・斧)
が据え置かれています。

記録保存

発見された遺構や遺物は、野外調査の後、
室内整理で詳細に分析されます。その成果は
はつづくとちうさきごこじょ
「発掘調査報告書」として刊行され、これを
もって発掘調査の完了となります。

報告書は現状保存できなかった遺構や遺物の情報を記録（本）として永久に保存するもので、遺構や遺物すなわち文化財そのものとその価値をもつと位置付けられています。



展示



動画



清跡覽僊

全国各地に配られて
いろんな場面で活用
されているんだね

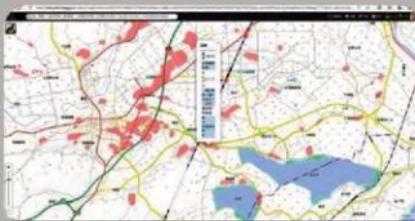


埋蔵文化財はどこにある？ **出土品は誰のもの？**

埋蔵文化財とは「土地に埋蔵されている文化財」のこと、地中に埋もれたり海底や湖底に沈んだりしています。その存在が周知されている土地（周知の埋蔵文化財）は主に「遺跡」と呼ばれており、全国で約46万ヶ所、宮城県で約6千ヶ所あります。宮城県では遺跡が発見されると、発見者から地元の教育委員会を経由して県教育委員会へ届出が提出され、遺跡登録されると遺跡地図や遺跡台帳等によって遺跡名・所在地・範囲等が周知されます。

出土品は誰のもの？

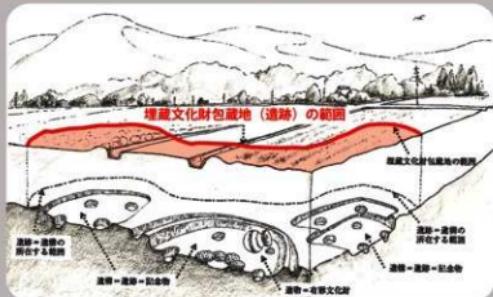
発掘調査等で出土した遺物（出土品）は、所有者が明らかな場合を除き、発見者が出土地所管の警察署長に提出しなければなりません。この出土品は、県教育委員会（仙台市は市教育委員会）が文化財となるか鑑査し、認定されると「文化財」となります。なお、文化財で所有者が判明しないものは、原則、宮城県に帰属となりますが、多くは地元の市町村教育委員会の申請により市町村に譲与され、地元の博物館や資料館の展示などで活用されています。



web版遺跡地図 「宮城県遺跡地図情報

赤の塗りが遺跡の範囲

遺跡の範囲内は工事等につき届出等が必要です。



和田博彦 2015 「遺跡保護の制度と行政」 p76 梶野司に加筆